

関西福祉科学大学・教育後援会

災害救助法適用地域見舞金支給規則

(目的)

第1条 関西福祉科学大学(以下「大学」という。)の学生の修学資金の主たる負担者が居住する地域に災害救助法が適用された場合に、相互扶助の趣旨から見舞金を支給することを目的とする。

(支給基準)

第2条 見舞金の支給対象者は、修学資金の主たる負担者(保護者等)が居住する市町村が災害救助法の適用を受けかつ当該災害に被災した学生とし、災害救助法の適用日から3ヶ月以内に申請があった者とする。

2 災害救助法と類似の災害救助に係る法律に対して本規則と同等の適用が必要となった場合は、運営委員会の決議により適用範囲を拡大することができる。

(支給額)

第3条 見舞金の支給額は30,000円とする。ただし、当該者の被害が甚大である場合、運営委員会の審議を経て見舞金を増額支給することができる。

(申請及び支給決定)

第4条 支給基準に該当する学生は、別表1に定める申請書式により学生支援センターへ届け出る。

2 学生支援センターにおいて申請内容を確認し、適正であると判断した時、学生支援センター長が支給を決定する。

3 支給の実績が発生した場合は、爾後に開催される運営委員会に、学生支援センターより報告する。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、役員会の審議を経て総会にて決定する。

附 則

本規則は、平成18年4月1日からこれを施行する。